相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下松市大字切山二八八番地七、最後の住所山口県下松市大字切山二九六番地七　被相続人　亡　友森　直泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十五日

山口県周南市平和通り二―三八銀和ビル三階　相続財産管理人　弁護士　藤田　幸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県鞍手郡鞍手町大字古門七三六番地、最後の住所福岡県鞍手郡鞍手町大字古門七三六番地一〇　被相続人　亡　池田　翠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十五日

北九州市小倉北区田町一一番七―三〇一号　相続財産管理人　花田　憲司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区瀬板二丁目一〇八八番地、最後の住所北九州市小倉南区南若園町八番二―五〇一号　被相続人　亡　川浪　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十五日

福岡県行橋市大橋三丁目一八―八サニービル原田一階弁護士法人奥田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古賀　貴士

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のため、覚王山北山霊苑各墓所内に公告看板を掲げた計四一九基の無縁墳墓等について改葬することになりましたので、これらの墓地使用者等、死亡者の縁故者および無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出がない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年九月十五日

一　墳墓等所在地　名古屋市千種区南ケ丘二丁目五七―一

一　墳墓等の名称　覚王山北山霊苑（旧名　覚王山中央霊場北山共同墓地）

一　死亡者等の氏名および本籍

墓石の記載から明らかな氏名等（本籍はいずれも不詳）　安藤季正、早川貞治、塚本新六郎、近藤啓子、星野清、川崎久右エ門、河村善念、川原ユキ、和木政夫、宮村つね、岡野喜臓、冨田与八郎、鈴木道、鈴木米太郎、牧田徳太郎、小島秀雄、小島常太郎、水野十左エ門、筒井武雄、三宅登位子、内田久吉、長谷川家、小貝忠彦、貝谷次郎吉、石田恭次郎、富本かね、山内寅吉、杉野林左エ門、伊藤良、島田尚行、石田家、馬場千代松、加藤久蔵、中川家、中村くに、蟹江兼三郎、成田斉、貝谷権左衛門、松岡康二

以上計八八基

一　氏名および本籍不詳　三三三一基

一　改葬を行おうとする者　京都府南丹市園部町大河内小米阪一番地一七　宗教法人阿龍山瑞専寺　代表役員　久保田英嗣

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者および無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出がない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

一　墳墓等の名称　善福寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　城東区北砂町三九七番地　唐津谷富蔵

一　改葬を行おうとする者　神奈川県平塚市広川六九一六九一　宗教法人善福寺　代表役員　長尾光昭

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社コンフィデンス　株式会社コンフィデンス　東京都港区赤坂四丁目一番三〇号ＡＫＡＢＩＳＨＩ―Ⅱビル六階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年九月十五日

東京都港区赤坂四丁目一番三〇号ＡＫＡＢＩＳＨＩ―Ⅱビル六階　株式会社コンフィデンス　代表取締役　是永　英治

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年９月15日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大東建設株式会社　②国土交通大臣(2)6304　③代表取締役　金山修二　④東京都北区赤羽２丁目51番３号　廃止した従たる事務所　神奈川県川崎市多摩区宿河原６丁目37番18号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都北区赤羽２丁目51番３号　大東建設株式会社　代表取締役　金山修二

①株式会社コスモ住販　②東京都知事(4)72541　③代表取締役　柴野典潔　④東京都渋谷区恵比寿西一丁目２番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区恵比寿西一丁目２番１号　株式会社コスモ住販　代表取締役　柴野典潔

①株式会社Ｎ．Ｙ．Ｐ　②東京都知事(2)79002　③代表取締役　西脇猛博　④東京都渋谷区円山町５番５号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区円山町５番５号　株式会社Ｎ．Ｙ．Ｐ　代表取締役　西脇猛博

①有限会社近畿インベストメント　②東京都知事(1)89149　③取締役　石田泉　④東京都港区赤坂五丁目２番39号円通寺ガデリウスビル　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂五丁目２番39号円通寺ガデリウスビル　有限会社近畿インベストメント　取締役　石田泉

①資産コンサルティング株式会社　②大阪府知事(1)53127　③代表取締役　山崎拓　④大阪府大阪市中央区常盤町２丁目３番16号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区常盤町２丁目３番16号　資産コンサルティング株式会社　代表取締役　山崎拓